

# 入札説明書

## 調達物品名

高所作業車（相武台分署）

相模原市 財政局 財政部 契約課

（令和7年4月23日入札公告分）

この入札説明書は、政府調達に関する協定（平成7年条約第23号）、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）、相模原市契約規則（平成4年相模原市規則第9号。以下「契約規則」という。）、相模原市の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成22年相模原市規則第43号。以下「特例規則」という。）、本件の調達に係る入札公告（以下「入札公告」という。）のほか、本市が発注する調達契約に関し、一般競争に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般的事項を明らかにするものである。

## 1 入札に付する事項

### (1) 入札番号

4026

### (2) 契約件名

高所作業車（相武台分署）

### (3) 数量

別紙仕様書のとおり

### (4) 納入期限

令和10年3月1日

### (5) 納入場所

別紙仕様書のとおり

## 2 入札参加に必要な資格に関する事項

入札に参加することができる者は、次に掲げる条件をすべて満たしているものとする。

- (1) 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 入札日現在、相模原市競争入札参加資格者指名停止等措置要綱（平成8年4月1日施行）に基づく指名停止期間中でないこと。
- (3) 参加する者が個人である場合には、その者が、相模原市暴力団排除条例（平成23年相模原市条例第31号。以下「市暴力団排除条例」という。）第2条第4号に規定する暴力団員等（以下「暴力団員等」という。）と認められないこと、又は、法人等（法人又は団体をいう。）である場合には、同条第5号に規定する暴力団経営支配法人等と認められないこと。
- (4) 神奈川県暴力団排除条例（平成22年神奈川県条例第75号。以下「県暴力団排除条例」という。）第23条第1項に違反したと認められないこと。
- (5) 県暴力団排除条例第23条第2項に違反したと認められないこと。
- (6) 市暴力団排除条例第7条に規定する暴力団員等と密接な関係を有すると認められないこと、又は参加する者の支店若しくは営業所（常時業務の契約を締結する事務所をいう。）の代表者が、暴力団員等と密接な関係を有すると認められないこと。
- (7) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始に申立てがなされている者（更

生手続開始の決定を受けている者を除く。)又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者(再生手続開始の決定が確定している者を除く。)でないこと。

- (8) 入札日前日現在、契約規則に基づく令和7・8年度競争入札参加資格者として登録され、営業種目として「自動車」及び細目として「消防自動車」が認定されていること。
- (9) 別紙「入札案件概要書」に定める参加条件に該当すること。
- (10) 事業協同組合が申請する場合、当該組合の組合員は申請できない。この場合、事業協同組合は組合の組合員を示す名簿を提出すること。

### 3 問合せ先及び契約条項を示す場所

〒252-5277 相模原市中央区中央2丁目11番15号

相模原市財政局財政部契約課

電話 042-769-1391 (直通)

FAX 042-769-5325

ホームページURL <https://www.city.sagamihara.kanagawa.jp/>

### 4 入札参加資格確認申請の手続に関する事項

2(8)に基づき、本市競争入札参加者名簿に登載がない者が特定調達に係る競争入札参加資格認定申請を行う場合は、次の方法によること。

- (1) 資格認定申請に関する問合せ先

「3 問合せ先及び契約条項を示す場所」のとおり

- (2) 申請及び書類提出期限

別紙「入札案件概要書」のとおり

- (3) その他

詳細は、かながわ電子入札共同システム内「電子入札システム」(以下「電子入札システム」という。)の説明によること。

ホームページURL <https://nyusatsu.e-kanagawa.lg.jp/>

### 5 入札参加の手続に関する事項

入札参加者は、原則、電子入札システムにより次の書類を提出すること。ただし、電子入札運用基準8(1)に該当する場合は、紙入札による参加を認めるが、新型コロナウイルス感染拡大防止のため郵便入札とする。

- (1) 提出書類

ア 競争参加資格確認申請書(別紙1)(電子入札システムによる申請の場合は不要)

イ 2(9)に該当する契約書の写し

ウ メンテナンス対応等証明書(別紙2)

- (2) 提出期間及び提出方法

5 (1) の提出書類を、令和7年4月23日(水)午前9時から令和7年5月15日(木)正午までに電子入札システム又は紙等により提出すること。

(3) 提出場所

「3 問合せ先及び契約条項を示す場所」に提出すること。

(4) 入札参加資格の有無については、電子入札システムの競争参加資格確認通知書により行う。なお、紙入札にて参加する者にはファクシミリにより通知する。

(5) 入札参加者は、提出された書類に関し説明を求められた場合は、これに応じること。

(6) 提出書類受付締切日時は、紙入札の場合も同様とする。

(7) 競争参加資格確認通知書発行期間は、別紙「入札案件概要書」のとおり。

6 入札・開札の日時に関する事項

電子入札システムにより入札等を行う。

(1) 入札期間

令和7年6月5日(木)午前9時から令和7年6月6日(金)午後5時まで

(2) 開札日時

令和7年6月9日(月)午前10時00分

(3) 場所

相模原市中央区中央2丁目11番15号

相模原市役所第2別館3階入札室

7 入札参加資格の喪失に関する事項

(1) 入札参加を認められた後、入札書提出期限までに公告で定めた入札参加の資格を満たさなくなったときは、入札の参加資格を喪失する。

(2) 入札参加資格を喪失した入札参加者は、速やかに電話等で「3 問合せ先及び契約条項を示す場所」まで連絡し、入札参加資格喪失届を提出すること。

8 入札説明書(仕様書等)に関する事項

(1) 入札説明書(仕様書等)は、相模原市ホームページ「WTO「政府調達協定」の適用について」の「入札説明書」からダウンロード可。

(2) ダウンロードにより配布する仕様書等は積算用のため、それ以外の用途での使用・譲渡・再配布は禁止する。

(3) 質問及び回答

質問及び回答の期限は「入札案件概要書」のとおり。

※質問は、相模原市ホームページ「申請書ダウンロード」に掲示している「質問回答書(電子入札用)」により作成し、電子入札システム内で添付ファイル形式により提出すること。

※回答は、原則として電子入札システム内で公開するが、紙入札により参加する者については、ファクシミリにより回答を送付する。

※ 仕様書に記載されている参考製品以外を納品することとした場合には、「同等品申請書」（別紙 3）を質問期限までに電子入札システム内の添付ファイル形式により提出し、「3 問合せ先及び契約条項を示す場所」の承認を受けること。

(4) 質問は、上記（3）又はファクシミリの方法で行うこと。なお、それ以外の方法によるものは受け付けない。

## 9 入札保証金に関する事項

契約規則第 8 条第 3 号により免除とする。

## 10 入札金額の記載に関する事項

- (1) 入札書に記載された金額に消費税及び地方消費税に相当する額（該当金額に 1 円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨てた金額）を加算した金額を持って契約金額とする。
- (2) 入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額から消費税及び地方消費税に相当する金額を控除した金額を入札金額とすること。

## 11 入札の無効に関する事項

次のいずれかに該当する場合は無効とする。

- (1) 政令第 167 条の 4 に定める入札参加資格のない者がした入札
- (2) 契約規則第 16 条に該当する入札若しくは同規則に違反した入札
- (3) IC カード登録後に変更が生じているにもかかわらず、変更手続をしないまま入札に参加した入札
- (4) 他人名義の IC カードを不正に取得し、使用して行った入札
- (5) IC カードを不正に使用した入札
- (6) 次に掲げる不備があった紙入札書
  - ア 入札者等の記名がないもの
  - イ 金額を訂正したもの又は金額の記載が不鮮明なもの
  - ウ 誤字・脱字等により意思表示が不明瞭なもの
  - エ 公告に示した案件名の記載がないもの
  - オ 所定の日時までに到達しないもの
  - カ 封筒に入札書を 2 通以上入れたもの
  - キ その他事前に示した項目の記載が漏れているもの
  - ク 紙入札承認を受けていないもの

## 12 落札者の決定方法に関する事項

- (1) 予定価格の範囲内で、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。
- (2) 原則として、落札者の決定は開札日とする。

- (3) 最低札が同額の場合は、くじ引きにより決定とする。
- (4) 入札執行回数は、原則として1回とするが、開札の結果、予定価格の範囲内の入札がないときは、再度入札を1回行う。その場合は「電子入札システム」により開札日から起算して7日（閉庁日を除く。）以内に再入札通知書を発行する。  
なお、1回目の入札に参加しなかった者、無効な入札をした者または1回目の入札で失格となった者は再度入札に参加することができない。
- (5) 落札者決定通知書は電子入札システムにより通知する。
- (6) 紙入札により参加した者へは（4）及び（5）の通知はファクシミリにて通知する。

### 1.3 契約保証金に関する事項

原則として、契約金額の10分の1以上の契約保証金を契約時までには納付すること。ただし、契約規則第34条の規定に該当する場合、契約保証金を免除できるものとする。

### 1.4 入札の中止等に関する事項

- (1) 入札を公正に執行することができないと判断したときは、入札を中止、延期又は取消しをする。
- (2) 開札した後であっても、地方自治法第234条第5項の規定により契約が確定する前に、発注者による、入札執行手続きの誤り又は入札公告や仕様書の誤りが原因で、入札の公正性が損なわれていることが判明した場合には、入札を取消しとすることがある。
- (3) 入札参加者がいない入札については、中止とする。
- (4) 入札を中止、延期又は取消した場合は、その旨を入札参加者全員に通知する。
- (5) 入札が中止、延期又は取消しとなった場合、入札のために要した費用を相模原市に請求することはできない。

### 1.5 契約金の支払方法に関する事項

納品検査終了後、請求に基づき契約金額を一括して支払う。

### 1.6 郵便入札に関する事項

- (1) 郵便入札は、「簡易書留」又は「一般書留」郵便によること。この書留郵便は、二重封筒とし、別紙様式による入札書の中封筒に入れ密封の上、中封筒には氏名等を朱書し、外封筒には入札番号、件名、数量及び開札日とともに「入札書在中」と朱書し、「郵便局留め」と記載すること。また、郵送した日に「3 問合せ先及び契約条項を示す場所」に必ず電話連絡すること（日曜日、土曜日及び祝日を除く毎日午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで）。

なお送付先は、次のとおりとする。

〒252-0299

日本郵便株式会社

相模原郵便局留め

- (2) 加入電信、電報、電話その他の方法による入札は認めない。
- (3) 提出期限は、別紙「入札案件概要書」のとおり。

#### 1.7 その他

- (1) 契約の締結にあたっては、契約書の作成を要する。なお、契約書の作成費用は落札者の負担とする。また、契約条項は、別添「契約書（案）」による。
- (2) この調達は、世界貿易機関（WTO）に基づく政府調達に関する協定（平成7年条約第23条）の適用を受けるものである。
- (3) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (4) 談合に関する情報がよせられた場合は、相模原市談合情報対応マニュアル（平成16年6月1日施行）によるものとする。
- (5) 苦情申立て
  - ア 当該調達に関し、相模原市入札監視委員会に対して苦情申立てを行うことができる。
  - イ 落札者の決定後苦情申立てが行われた場合、相模原市政府調達に関する苦情処理手続要綱（平成22年4月1日施行）に基づき、契約締結の停止等が行われる場合がある。
- (6) 競争入札参加資格の決定を受けていない者の参加
  - 2(8)に掲げる競争入札参加資格の決定を受けていない者が競争入札に参加するためには、当該参加資格を有する旨の決定を受けなければならない。
- (7) 手続等の詳細及びこの公告に規定のない事項については、「契約規則」、「特例規則」、「電子入札運用基準」及び「相模原市物品購入（工事に使用する物品以外）に係る電子入札実施要領」によるものとする。
- (8) 落札決定後、契約締結までの間に、「2 入札参加に必要な資格に関する事項」のいずれかを満たしていないと認められる場合には、契約を締結しない。

入札案件概要書		公告日	令和7年4月23日	公告別案件No	4/9
入札番号	4026				
契約件名	高所作業車(相武台分署)				
数量	仕様書のとおり				
納入期限	令和10年3月1日				
納入場所	仕様書のとおり				
参加条件	認定済 営業種目 (入札日の前日まで)	営業種目	細目		
		自動車	消防自動車		
	実績	・公告日から過去5年において、国若しくは地方公共団体に消防自動車の納入実績があること。			
	履行能力	・仕様書に示す業務を履行する能力を有し、迅速なアフターサービス・メンテナンス体制が整備されている者であること。			
競争参加資格確認申請書 受付期間	令和7年4月23日 (水) 午前9時 から 令和7年5月15日 (木) 正午 まで				
競争参加資格確認通知書 発行期間	令和7年5月20日 (火) 午後1時 から 令和7年5月20日 (火) 午後5時 まで				
参加資格がないと認めた理由の 説明請求期限	令和7年5月29日 (木) 午後5時 まで				
質問期限	令和7年5月21日 (水)				
回答期限	令和7年5月27日 (火)				
参加資格がないと認めた理由の 説明請求に係る回答期限	令和7年5月30日 (金) 午後5時 まで				
入札書受付期間	令和7年6月5日 (木) 午前9時 から 令和7年6月6日 (金) 午後5時 まで				
	* 郵便の場合 令和7年6月5日 (木) までに必着				
開札予定日時	令和7年6月9日 (月) 午前10時				
契約保証金	要				
契約不適合責任	物件引渡し完了の日から起算して2年間				
備考	・この調達は、WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。				

令和7年度  
19m級高所作業車  
(相武台分署)  
仕様書



相模原市消防局

## 第1 総則

### 1 趣旨

この仕様書は、相模原市消防局(以下「当局」という。)が、令和7年度に製作購入する高所作業車(19m級)(以下「車両」という。)について必要な事項を定める。

なお、本仕様書は1台分とし、納車台数は1台とする。

### 2 基準

(1) 本仕様書、当局が承認した製作図及び次の法令に適合し、緊急自動車として承認が得られるものであること。

ア 道路運送車両法(昭和26年法律第185号)

イ 道路運送車両の保安基準(昭和26年運輸省令第67号)

ウ 消防用車両の安全基準検討会「消防車両の安全基準について」(以下「安全基準」という。)

(2) 車両は、消防活動を行うことを目的とするもので、てい体及び各種消防資機材を積載し、各部構造及び装置は十分な強度を持ち、耐久性に富むものであるとともに使用取扱い上の安全性、操作性を考慮すること。

### 3 費用負担

(1) 自動車損害賠償責任保険料、自動車重量税及び自動車リサイクル手数料を除く、車両納入までの費用は受注者の負担とする。

(2) 自動車損害賠償責任保険料、自動車重量税及び自動車リサイクル手数料については、受注者が代納し、当局へ請求すること。

### 4 製作上の注意等

(1) 最新の製品及び技術をもって行うこと。

(2) 使用する材料及び部品は、日本産業規格(JIS)品か同等以上の材料で構成されたもので、新品であること。

(3) 十分な強度及び安定度を有し、耐久性及び耐食性に優れたものであること。

(4) 清掃、点検整備、修理等が容易に行えるものであること。

(5) 軽量、低重心となるように設計すること。また、装備品積載時において車両の前後バランスが最適に保たれるようにサスペンションを強化すること。

(6) 各ステップ、手摺、握り棒、はしご、柵、フック等は使用上十分な強度をもたせること。

(7) 仕様書に記載のない事項又は疑義を生じたときは、当局の指示を受け誤りのないようにすること。

なお、不明な点は当局へ確認し、十分熟知の上契約するものとする。契約後に生じた疑義は、当局の解釈に従うものとする。

(8) 仕様の変更が必要な場合は、書面をもって当局の承認を得ること。

(9) 仕様書で記載されていない事項についても、取扱い上必要と認められる場合は、当局の承認を得たのち、艀装すること。

### 5 検査

#### (1) 検査総則

ア 製作工程表を作成し検査日程を組むこと。

イ 受注者は検査日の1か月前までに当局に中間検査等申請書を提出すること。

ウ 検査は本仕様書、承認図書及び打合せ議事録に基づいて行うものとする。

ただし、一部検査については社内検査成績表等により省略することができるものとする。

エ 検査は受注者立会いのもと当局担当者が行う。

#### (2) 中間検査

中間検査の日程は、当局が指定する。

#### (3) 納入検査

納入検査は車両納入時に当局担当者及び契約課担当者により実施するものとする。

### 6 納入等

#### (1) 納入期限

令和10年3月1日(水)

(2) 納入場所

相模原市中央区中央2丁目2番15号 相模原市消防局 消防指令センター

(3) 納入後、車両の取扱要領について、各専門業者による取扱説明を実施すること。また、説明に資料等が必要な場合は、受注者が準備すること。

(4) 車両及び装備品は油脂類、バッテリー及び電池類付とし、納入後直ちに使用できる状態であること。

7 保証

(1) 設計製作は、特許及びその他権利上の問題に十分注意し、問題が生じた際は、受注者がその責任を負い解決すること。

(2) 設計製作の欠陥による故障等が生じた場合は、保証期間後においても受注者がその責任を負い解決すること。

(3) 故障等の修理について、その対応が艱装メーカー又はシャシメーカーのいずれかの判断がつき難いときの受付窓口は、受注者とする。

8 その他

(1) 車両登録番号については、希望番号とし別途指示する。

(2) 車両新規登録は、納入期日の概ね2週間前までに手続きすること。

(3) 納入後、更新前車両の一時抹消登録証明書、永久抹消登録の証明書を当局が指定する期日までに提出すること。

(4) 本案件に関する契約不適合責任期間に関しては、物件引渡し完了の日から起算して2年間とする。

(5) 受注者は、天災地変その他の正当な理由により納入期限までに納入を完了できないときは、当局と協議して新たな納入期限を定めるものとする。

## 第2 提出書類

### 1 打合せ議事録

受注者は当局担当者等との打合せ事項について記録し提出すること。

### 2 承認図書

受注者は、契約後速やかに細部について打合せを行い、打合せ後に次の書類(A 4版に製本)を2部提出することとし、承認を受けた後、艀装を行うこと。

なお、承認後1部を承認図書として返却する。

- (1) 製作工程表
- (2) シヤシ関係図(改造の場合は、補強等関係図)
- (3) 外観5面図(前、後、上部、左右両面)
- (4) 電気配線図
- (5) シヤシ関連諸元(エンジン型式、駆動方式、最高出力、総排気量、輪距、軸距、バッテリー規格、オルタネーター規格、タイヤサイズ、最小回転半径等)
- (6) 資機材一覧表(品名、製造元、一部の資機材は重量を記載)

### 3 完成図書

受注者は車両納入時に次の書類(A 4版に製本)を2部提出すること。

なお、車体に外国製品を艀装した場合は、慣例的に用いる外来語を除き、言語表示は、すべて日本語とすること。

- (1) 自動車検査証(写)、リサイクル券(写)及び自動車損害賠償責任保険証(写)
- (2) 車両構造図(前、後、上部、左右両面の5面図)
- (3) 完成図(シヤシ関係図、軌跡図)
- (4) 電気配線図  
ア 配線図及び電気容量図  
イ 使用電球名称及び型式一覧表  
ウ 使用ヒューズ型式一覧表
- (5) 自動車改造計算書  
ア 艀装重量、車両重量及び車両総重量の荷重分布計算書  
イ 最大安定傾斜角度計算書
- (6) 高所作業車取扱い説明書(整備解説書含む)
- (7) ブーム性能試験成績表
- (8) 車両取扱い説明書
- (9) 資機材一覧表(メーカー名も記載)
- (10) 資機材取扱い説明書
- (11) 完成写真(新規登録後ナンバー付)及び製作工程時の写真を印刷し提出  
ア 前後左右  
イ 斜め前後左右  
ウ 上部全面
- (12) その他当局が指示する書類

#### 4 その他

緊急自動車登録に係る事務手続きは受注者にて行うこと。

なお、申請に必要な書類は当局に要求すること。

### 第3 付属品等

- 1 装備品は別表1、車体への取付け品は別表2、無線機等は別表3のとおりとし、必要に応じて取付け装置を設置すること。
- 2 参考としてメーカー及び品名が示されているものについて、同等品以上を使用する場合には、質問期間内に「電子入札システム」により同等品申請を行い承認を得ること。なお、変更に際し、他の装備品、取付品及び取付け装置との適合に不具合が生じた場合は受注者が責任を負い解決すること。
- 3 取付け装置は走行中の振動その他により移動又は破損等を生じないように安全確実に固定できるとともに、容易に積み下ろしできるものであること。

### 第4 仕様

#### 1 車両諸元

仕様は次のとおりとする。

なお、この仕様がない事項はシャシメーカーの標準仕様とする。

キャブ	ロングワイド幅シングルキャブ 乗車定員2名以上
バスケット最大地上高	19.5m以上 (TADANO SKYBOY AT-195CG)
全長	7,000mm以下
全幅	2,000mm以下
全高	3,250mm程度
ホイールベース	2,750mm程度
車両総重量	7,500kg未満
エンジン	ディーゼルエンジン、95kW(130PS)以上
排気量	2,900cc以上
駆動関係	2WD、AT
バッテリー	24V48AH以上(寒冷地仕様)
補助装置	車両姿勢安定制御装置
排気ガス規制基準	最新の規制基準とすること。
その他	寒冷地仕様、アルミホイール(純正品がない場合はスチールで可)、キャブチルト、防汚シートカバー、メッキグリル、パワーステアリング、パワーウインド、エアコン、エアバッグ(運転席)、ABS、集中ドアロック、サンバイザー、サイドバイザー、フロアマット、マッドガード、助手席用サイドミラー、後退警報機、標準車載工具、三角表示板、エンジンキー(リモコンキー×1本以上、標準キー×5本以上)、AM・FMラジオ、バックアイカメラ兼用常時録画式ドライブレコーダー(市光工業STR-300ビューワソフト付き)、バックトークマイク(市光工業MS-200)、スタッドレスタイヤ(アルミホイール付)、タイヤチェーン(スタッドレスタイヤサイズ適合)

#### 2 動力取出装置(以下「P.T.O」という。)

- (1) P.T.Oは、駐車ブレーキレバーを引いている場合及びギア位置が停車位置の場合のみ接続可能とすること。(別途協議)
- (2) 通常用P.T.O接続スイッチ

- ア スイッチは黄色とし、接続時に点灯する表示灯内蔵型とすること。（別途協議）
- イ 運転席の任意の位置にP.T.O接続状態を示す表示灯を設けること。（別途協議）
- ウ スイッチ付近に「P T O」、操作方法等の銘板を標示すること。

### 3 燃料タンク

- (1) 容量は60リットル以上とすること。
- (2) 給油口キャップは、鍵付き、油種表示ラベルを貼付し、脱落防止処置を講じること。
- (3) 燃料は満タンクで納車すること。
- (4) 給油口付近に油種を明示すること。

### 4 キャブ

- (1) キャブチルト装置を設けるとともに、落下防止用の支え棒を設置すること。
- (2) キャブ乗降に際し、摩擦等の恐れのある部分にアルミニウム製保護板等を張ること。（各ドア内側下部を含む、別途協議）
- (3) 各ドア部分には、乗降用握手を取付けること。
- (4) ステンレス製旗立てパイプをキャブ助手席側上部に取付けること。また、装置下部には水抜き穴を設けること。（取付位置は別途協議）

### 3 キャブ内

- (1) 助手席上部にスポット式LEDライトを取付けること。
- (2) 各ボックスの開閉確認ができる表示ランプを設けること。（別途協議）
- (3) 天井は、アンテナ等の結線部を点検できる構造とすること。
- (4) バックミラーは、モニター式としバックアイカメラを車両後部に取付けること。
- (5) 無線拡声用スピーカーを取付けること。（取付け位置は別途協議）
- (6) 運転席の右上部にフレキシブルマイクを設けること。
- (7) 次のものを取付けること。
  - ア A3地図入れ（センターコンソール付近）
  - イ 携帯無線機収納箱（運転席若しくは助手席付近）
  - ウ 拡声装置用マイクジャック及びマイクフック（助手席付近）
  - エ AC100V コンセント2口（蓋付）

### 4 ボディ

- (1) ボディは、金属製とし、外枠及び収納庫類で構成すること。ただし、これによりがたい場合で当局が承認したものは、この限りでない。
- (2) ボディ全般にわたり、防水性を考慮すること。
- (3) 水のたまる恐れのある部分には、水抜き穴を設けること。（構造上支障となる部分を除く。）
- (4) 板金等の切断端には、面とりを施すこと。
- (5) エンジン室上部には、点検口を設けること。
- (6) エンジン、ラジエター等の軽整備を行う部分は、作業性を考慮した構造とすること。
- (7) シャン後輪付近のデッキ上に、ターンテーブルを設け、その上にブーム部、ブーム部の先端にバケットを設けた構造とすること。
- (8) デッキ上に積載物取付用フックを4か所設けること。（取付位置は別途協議）
- (9) デッキ（ターンテーブル部分は除く。）は人の乗降に耐えうる強度を有しアルミニウム製縞板を貼付し、夜間活動時に梯上からもボディ上面が視認できるよう、デッキ上を照らす照明装置を設けること。
- (10) 各操作部（レバー・ハンドル・スイッチ等）には、名称、操作方法を明記した表示板等を取付け、夜間においても十分に操作ができるように照明装置を設けること。
- (11) デッキ上にあるスペアタイヤは設置せず、この部分に照明用の発電機若しくは収納庫を設置すること。
- (12) 車両下部は防錆加工を施すこと。

### 5 外枠

- (1) 骨組は、外枠を構成する側板等に直接大きな荷重が加わらないように、シャシに強固に取付けること。
- (2) 骨組をシャシに取付ける場合は、ボルト締めとし重要部分のボルトにはダブルナットを使用すること。
- (3) ブラケット、ステップ及び手摺り等は補強を行い取付けること。
- (4) 地上及びデッキの乗降について、安全に行えるよう、必要な箇所にLED足元灯付きのステップを取付けること。また、次のとおり施工すること。
  - ア 踏面にアルミニウム製縞板を張ること。
  - イ 蹴込み部分にアルミニウム製保護板を張ること。
  - ウ 手摺りを設けること。

## 6 収納庫

- (1) デッキ及びスカーボックス等には、ブームの動きに干渉しない大きさの収納庫を可能な限り多く設ける。
- (2) デッキ（キャブ後方）に空気呼吸器を2基収納できる収納庫を設けること。
- (3) 各収納庫は可能な限り容積を大きくするとともに、内部には、必要に応じて装備品の固定装置等を設置すること。また、必要に応じて水抜き穴を設置し、車両下部に排水できるようにすること。
- (4) 各収納庫の扉は二重張りとし、合わせ目にはゴム等を張り防水処理を施すこと。
- (5) 付属品の積載位置及び取付方法は、この仕様書に定めるほか、当局の指示によること。
- (6) 装備、積載品で緩衝を必要とするものは、緩衝ゴム等を設けて保護すること。
- (7) 配置については、当局と事前に十分な打ち合わせを行い積載及び取出しが容易な構造とすること。  
また、これらの工作過程において変更の必要があると認めた場合は、当局の指示に従い変更すること。

## 7 バスケット

- (1) 大人3名以上が搭乗できる大きさであること。
- (2) バスケット床面は、滑り止めを施すこと。
- (3) 油圧シリンダー等により作動するものであること。
- (4) バスケット床面に荷重をかけた場合でも変形等を生じないこと。
- (5) バスケット下部にキャスターを設けること。
- (6) バスケットに筒先を固定する可動式ブラケットを設けること。（別途協議）  
なお、可動式ブラケットには放水時の筒先の角度を抑制するためのガイド（上下及び左右30度）を設けること。（別途協議）
- (7) ホース吊り下げ時、エッジによるホースの破損を防止するための装置を設けること。（別途協議）
- (8) ホース落下防止措置を設定するためのリングを設けること。（別途協議）
- (9) 作業灯等の照明装置を設けること。
- (10) 担架固定用の支点を設けること。（担架は支点到吊り下げる方式とする）
- (11) 蓋付のAC100Vコンセントを1口設け、防水措置を施すこと。
- (12) バスケットの柵及び手摺りは、活動スペースを広く取れるよう加工するとともに、自己確保用ロープのカラビナが直接取付けられる仕様とすること。  
なお、カラビナを設定できる部分を緑色とすること。
- (13) バスケット乗り込み口にタラップを設定し、防火衣及び空気呼吸器を着装した状態でも容易に通過できる間口とすること。
- (14) バスケット内の操作部は、操作性のよい向きに変更すること。（別途協議）

## 8 操作装置

- (1) 基部操作台及びバスケット内において、起伏、伸縮、屈折及び首振り等の各操作を円滑に行えるとともに、操作は、基部操作台による操作が優先する構造とすること。
- (2) 起伏、伸縮、屈折及び首振り等の各動作が、単独又は同時に行える構造とし、足踏みスイッチとレバーの組合せ操作のみで行えること。
- (3) 各作動速度は、操作レバー等の操作量によりコントロールできること。
- (4) ブーム収納時、基部及びバスケット操作にて一定の範囲より自動にて受け台まで収納する機能を

設けること。

(5) バスケット操作レバーの設置場所について、当局の承認を得ること。

(6) バスケット操作部は次のとおりとする。

ア バスケット内の操作レバーには、誤操作防止用の保護枠を設けること。

イ バスケット内のデッドマンペダルには、誤操作防止用の保護カバーを設けること。

ウ バスケット操作部付近に風速計を固定できるブラケットを設けること。

エ エンジン又は油圧ポンプ等が故障した場合に、ブーム及びアウトリガジャッキの収納ができる応急作動装置を設けること。

オ 自動収納機能装置は、基部操作にて一定の範囲から自動に受け台まで収納する機能とし、スイッチを設け作動すること。

## 9 安全装置

(1) バスケットの作業範囲が限界に達した時は、警報を知らせ自動停止させる構造とすること。

(2) ブームがアウトリガやキャブ等に接触する範囲にある時は、旋回動作が自動停止して接触を防止する機能を設けること。

(3) バスケットが傾きキャブに接触する危険や、バスケットの接触などにより異常な荷重を検出した時は、自動停止させる構造とすること。

(4) 各操作の始動及び停止時の動作は、自動的に低速となる構造とすること。

(5) アウトリガについて、張り出したジャッキが地面に接触していない時は、ブーム操作ができない構造とすること。

(6) ブームをブームレスト（ブーム格納位置）に格納していない時は、アウトリガを操作できない構造とすること。

## 10 電装品

(1) 電装品の艀装は、設置及び配線後に試験を行い、全機能が使用できる状態とすること。

(2) 電装品の電源はシャシの電装と分離し、バッテリーよりヒューズブルリンク、艀装メインリレー及び艀装用ヒューズボックスを経由してつなぐこと。また、艀装メインリレーはサージ対策を施し、ACC連動にて動作すること。

(3) 配線はできる限り隠蔽配線とし、外部に貫通する部分は、防水貫通金具を使用すること。また、艀装用ヒューズボックスをキャブ内に設置し、各ヒューズに配線名称及び容量を記入すること。

(4) 車両用バッテリーは、引出式とし、容易に点検できるようにすること。

(5) 電装品用スイッチは動作状態を確認できる作動表示灯を設け、名称を表示すること。（スイッチ及び電球の色については別途協議）

(6) キャブ内に散光式赤色警光灯、後退警報器等のスイッチを設置すること。

(7) 各スイッチは整然と配列し、必要に応じて10連スイッチを設けること。

(8) モーターサイレンは、助手席付近に押しボタン式スイッチを設置すること。（別途協議）

(9) 車体前面に赤色点滅灯を取付けること。

(10) 車体後面に作業灯及び赤色点滅灯を取付けること。また、各作業灯付近にガード付スイッチを設けること。

(11) 赤色点滅灯は、散光式赤色警光灯スイッチと連動させ、必要に応じて滅灯できるようにすること。

(12) 車体上部2箇所にはサーチライトを取付けること。（別途協議）

(13) サーチライトは設置箇所付近にガード付スイッチを設置すること。

(14) キャブ内に後退警報器を任意に切り替えのできるスイッチを設置すること。（スモールライトと連動させないこと。）

(15) 庫内灯、路肩灯及び標識灯はスモール連動とすること。

## 11 てい体取付品

1段目のブームに単はしごを設置すること。

## 12 無線機等

消防用無線電話装置及びAVM（車載運用端末装置）（以下「車内無線機等」という。）の取付は、次の通りとすること。

(1) 車両納入後、当局所有の車内無線機等を取付けするため、当局が別途契約する関係業者と十分に協議を行った上で、配線工事を行い取付けすること。

- (2) 別表3に記載する物品は、受注者が用意すること。
- (3) 車両内には、ケーブル及び配管等の露出がないように施工すること。
- (4) 運転席及び助手席の間には、車内無線機等及びハンドセット等を整然と配置するため、センターコンソールボックスをシフトレバー操作時に干渉しない位置に設けること。  
また、各機器が収納できるよう、収納スペースを確保すること。
- (5) 別表に記載する物品は、受注者が新品を用意すること。
- (6) 下記については、消防局からの支給品とし、製作車両に取付けること。
  - ア 150MHz帯アンテナ（1か所）
  - イ 260MHz帯アンテナ（2か所）
  - ウ GPSアンテナ
- (7) 受注者は、当局からの支給品の取扱いにあたり、損失等がないよう十分に注意すること。
- (8) 受注者は、電源の確保を行うこと。
  - ア 無線（データ通信用）用（1.5A程度）とし、バッテリーからの直接電源とする。
  - イ 車載運用端末装置用（最大8A、平均3A程度）とすること。
  - ウ アクセサリ信号及びイグニッション信号
  - エ スピード信号（①短径波②Lレベルが2V以下③Hレベルが3V以上④直流信号）
  - オ バック信号
- (9) 無線拡声用スピーカーをキャブ内の後部座席左右に取付けること。

## 第5 塗装及び文字記入

### 1 塗装要領

塗装は、錆び落とし及び油類の清掃を完全に行いプライマー塗り、パテ付け、水研ぎ、サフェイサー塗り、水研ぎの順序で行った後、上塗り3回、磨き上げを行うこと。

### 2 塗装区分

樹脂塗料日本塗料工業会規格により、次に掲げる区分に従い塗装を行うこと。  
なお、アルミ、ステンレス及びメッキを施した部分は生地の色とすること。

塗装部位		色
外枠部外側		朱色
外枠部内側		黒色
潤滑油配管給脂ニップル		黄色
てい体及びバスケット		純正色
車体下側		黒色
アウトリガージャッキ		黒色
油圧配管	起伏系統	配管端部を青色
	伸縮系統	配管端部を緑色
	傾斜矯正系統	配管端部を黄色
	応急作動系統	配管端部を橙色
ターンテーブル		銀又は同色

※ 油圧配管のうち高圧ゴムホース部分の塗装は除く。

### 3 文字記入

文字記入は反射材等で次のとおりとし、字体は、丸ゴシック体左書とし、名称、大きさ等は別途指示する。（詳細は別途協議）

区分	色	位置
消防局名 「相模原市消防局」 「SAGAMIHARA F.B.」	白色	左右ドア部、車両後部
隊名 「相武台高所作業」	黒色	標識灯
	白色	前後左右及び屋根部

### 4 銘板

銘板は、次により取付けること。

- (1) スイッチ類には、名称及び「入・切」等の表示をすること。ただし、足踏みスイッチは除く。
- (2) 金属プレート及び樹脂プレート等は耐久性の良い材質を使用すること。
- (3) 計器類には、名称を表示すること。
- (4) バルブ及びコック類には、名称並びに開閉方向を表示すること。
- (5) 操作装置には、名称及び操作方法等を表示すること。
- (6) 燃料及び作動油給油口には、使用油の種別及び容量等を表示すること。
- (7) 基部操作席付近には、支点用金具の許容荷重条件及びに注意事項を表示すること。
- (8) バスケットに許容荷重条件を表示すること。
- (9) 製造に関する銘板を表示すること。

- (10) 主要諸元に関する銘板を表示すること。
- (11) その他、注意事項に関する銘板を表示すること。

4 その他

車両前部を除く3面に、再帰性に富んだ赤色テープを貼付すること。(別途協議)

以 上

別表 1 (装備品)

品名	数量	内訳及び規格等
媒介金具	2	媒介金具(段下げ) (65mm町野メス×50mm町野オス)
	2	媒介金具(段上げ) (50mm町野メス×65mm町野オス)
消火用ホース (青色保護リング付、袴部赤色)	2	消火用ホース(65mm×20m、緑色) (耐圧2.0MPa) (低圧損)
	2	消火用短尺ホース(65mm×10m、青色) (耐圧2.0MPa) (低圧損)
	2	消火用短尺ホース(65mm×5m、赤色) (耐圧2.0MPa) (低圧損)
ホースバンテージ	3	ホースバンテージ
ホースバック	1	F・S JAPAN製 大型ホースバッグⅢV2
照明器具	1	信号機付投光器(LED可搬式) (YAMAHA:E054、30mケーブル×2) 収納袋(隊名記入) ポータブル発電機(ホンダ:EU9i、信号機取付改20m延長コード付) 三脚(アルミニウム製)、コードリール (防雨、防塵、屋外形、日動工業:NPW-303)
小型斧	当局支給	弁慶
手とび	2	小次郎ジュニア
燃料携行缶	2	容量1L(MSR製)
鋸	1	鋸(折りたたみ、ゴム製グリップ、切断部300mm程度)
ボルトクリッパー	1	活線ボルトクリッパー(MCC:ZBC-450)
ガラス破壊器具	1	自動車ガラスカッター(ガラスマスター)
防爆形携帯ライト	2	ペリカン2410PL LED
防爆形ライト	1	ストリームライト バルカン180F米国防爆モデル カラー:オレンジ
携帯拡声器	1	ノボル電気製作所:TS-631 イエロー
携帯救助工具	1	工具セット(TONE:K600)
セーフティーライト	1	パワーフレア(PF-200R)充電式6個入り シェル色(黄)、LED色(赤黄)
立入禁止テープ	5	幅6cm×長さ100m
キーボックス	1	ハンドキーケース(ITOKI製)
オープンスリング	5	オープンスリング(120cm)シンギングロック20mm
	5	オープンスリング(60cm)シンギングロック20mm
簡易縛帯	各1	R-N430・R-N490
安全帯	3	藤井電工製 消防用墜落静止用器具 ワンハンドリトラ(アルミバックル、黒色、先端ステンレス製 墜落静止用器具対応型カラビナ付き)
カラビナ	10	ステンO型環つき (伊藤製作所:墜落静止用器具対応型)
	2	ステン12(伊藤製作所:墜落静止用器具対応型)
ロープ収納用バック	2	ロープ収納用バッグ (ペツル:C14パーソナル、隊名記入)
携帯警報器	3	MSA モーションスカウトK-T-R

携帯用小型熱画像カメラ	2	サーマルカメラ (Reveal Fire PRO) ギアキーパーランヤード、ナイロン専用ケース
レーザー距離計	1	FSジャパン DM80
レーザーポインター	1	FSジャパン 調査用レーザーポインター
伸縮式検電器	1	中部精機、DAH-6B
感電防止グローブ	1	ハイブリッド車用 JIST8112 A種適合品
巻尺	1	50m巻き
コンベックス	1	5.5m巻き
誘導棒	2	誘導棒(LED式)
ネームシール	必要数	資機材添付用シール「相武台高所作業」 指定文字入り(大、中、小) 必要数
テプラシール	各10	9mm幅、12mm幅、18mm幅(色等別途指示)
双眼鏡	1	双眼鏡(倍率8×25以上、防水型)
収納庫用鍵	2	収納庫用鍵
活動用ベスト	6	F・S JAPAN製(相模原市消防局仕様)
補修用塗料	1	補修用塗料(赤) 150ml程度
予備電球 及びヒューズ	1	艀装電装品用
予備ボンベ	2	空気ボンベ(ブルネッカー530CⅢAZ・上下保護カバー 付・「F218」刻印・バルブ150度)
予備空気呼吸器用 面体	4	CX面体、Mサイズ、面体収納袋、カバーグラス(10枚入り) 1セット
放水器具	2	ガンタイプノズル ①アクロン : ターボジェットノズル・50mm用 バリアコアエクステンション1本 ②三益消防機材: 360°管そう(ダブコン付)・50mm用 展開角30°タイプ1本(MMS0928-01)
双口接手	2	MC分岐ボールバルブ(YONE:WB-65MC)
止水媒介	1	YONE シャットオフボールバルブ(BO-50)
ポップアップコーン	2	別途協議 ライト付き 大サイズ
タイヤチェーン	1	冬タイヤサイズ用 後輪シングル用(1セット)
スタッドレスタイヤ	6	アルミホイール付き(純正品がない場合はスチールで可)
ステップ台	1	3段タイプ、折り畳み式
デジタルカメラ	1	PENTAX WG-8 アクセサリーセット
活線接近警報器	3	長谷川電気工業、HX-6型
要救助者用ヘルメット	2	折り畳み式
携帯型ガス検知器	1	理研計器株式会社 GX-3R

フルボディハーネス	1式	フルボディハーネス (ショックアブソーバー付き) FS・JAPAN製 ・FSフルハーネス TR-C (帆布パッドタイプ) 色：ブラック 商品番号：129-059-361  ・FSランヤードA (D環なし) 保護カバー色：レッド 商品番号：130-059-369  ・オーバルカラビナ オートロック 色：シルバー 商品番号：138-059-076  ・オーバルカラビナ トラスティ-10 レーシング 商品番号：136-059-286
耐電衣	1式	絶縁上衣(ヨツギ、YS-121 ジャンパー型) 絶縁ズボン(ヨツギ、YS-122) 絶縁長靴(ヨツギ、YS-111) 絶縁帽(ヨツギ、YS-125)
てい体用グリス	10	専用品
てい体用グリスガン	2	専用品

別表2(車体への取付け品)

品名	数量	内訳及び規格
消防章	1	消防章(150mm)
散光式赤色警光灯	1	ウィレン製 (詳細別途協議)
モーターサイレン	1	モーターサイレン5型
赤色点滅灯	2	後部赤色点滅灯 ウィレン製7型相当 (詳細別途協議)
	2	前面赤色点滅灯 ウィレン製 (詳細別途協議)
	2	側面赤色点滅灯 ウィレン製7型相当 (詳細別途協議)
作業灯	2	後部作業灯 ウィレン製7型相当 (詳細別途協議)
	2	側面作業灯 ウィレン製7型相当 (詳細別途協議)
	1	バスケット作業灯 ウィレン製 (詳細別途協議)
照明灯	必要数	LED照明灯(収納庫内用)
路肩灯	2	LED路肩灯(ガード付)
後輪照明灯	2	LED照明灯
サーチライト	2	サーチライト (バスケット1・デッキ部分1) ウィレン製 別途協議

電子サイレンアンプ	1	大阪サイレン MARK-D1 TSK-D152 専用マイク×1 (MC-D1L)
器材収納箱	必要数	ステンレス製等
消防活動用地図収納箱	1	消防用活動地図収納箱 (A 3版×厚さ10cm程度が収納可能な箱)
訓練旗	1	訓練旗(旗棒も含む) (縦450mm×横600mm) (赤色生地、横書き白色文字「訓練」)
空気呼吸器(ボンベ付)	2	空気呼吸器 (腰ベルトロングタイプ) (ライフゼムA1-12 6MP a 鳴動設定・CX面体Mサイズ) 面体収納袋、カバーグラス(5枚入り)1セット 空気ボンベ(ブルネッカー530CⅢAZ・上下保護カバー付・「F218」刻印)
空気呼吸器取付装置	2	当局指定取付装置 (デッキ上収納庫内、別途協議)
車輪止	2組	車輪止(2個1組) (中型、ゴム製)
消火器	1	自動車用20型
ジャッキ敷板 (10cm)	8	車体取付け2、予備2
デジタル風速計	2	バスケット、基盤部
かぎ付きはしご	1	3.1m、チタン製
バスケット担架	1式	支点含む (別途協議)
ロールグリス	1式	バスケット支点に取付け可能なもの
緊急脱出用器具	一式	オリロー等 (別途協議)

別表3 (車外無線機等関係)

品名	数量	内訳及び規格
車外用無線スピーカー	2個	ラップ型
車内用無線スピーカー	1個	P810
車外無線送受話器箱 (拡声用マイク1個含む)	1個	取付け位置 別途協議
配線	1式	各種配線

# 物 件 売 買 契 約 書 ( 案 )

契 約 番 号

1	契 約 件 名					
2 契 約 物 件	品 名	規 格	単 位	数 量	単 価 ( 税 込 )	金 額 ( 税 込 )
3	納 入 場 所 指 定 箇 所					
4	納 入 期 限 令 和 年 月 日 まで					
5	契 約 金 額		百 万	千	円	
	うち取引に係る消費税 及び地方消費税の額					
6	支 払 の 条 件 部分払 _____ 回 完納払い ( 第 7 条 全 文 削 除 )					
7	契 約 の 保 証 免除 ( 第 1 1 条 全 文 削 除 ) 現 金 _____ 円 保 険 加 入 有 価 証 券 _____ 円					
8	契 約 不 適 合 責 任 期 間 物件引渡し完了の日から起算して _____ 年 間					
9	そ の 他 の 事 項					

上 記 物 件 売 買 に つ い て 、 相 模 原 市 を 発 注 者 と し 、 \_\_\_\_\_ を 受 注 者 と し 、 次 の 契 約 条 項 に 基 づ き 契 約 を 締 結 す る 。

こ の 契 約 の 締 結 を 証 す る た め 、 本 書 2 通 を 作 成 し 、 発 注 者 と 受 注 者 と が 記 名 押 印 の 上 、 各 自 そ の 1 通 を 保 有 す る 。

令 和 年 月 日

発 注 者 相 模 原 市 中 央 区 中 央 2 丁 目 1 1 番 1 5 号  
相 模 原 市  
代 表 相 模 原 市 長 本 村 賢 太 郎 印

受 注 者

印

## 契 約 条 項

### (総則)

- 第1条 受注者は、この契約書に基づき、仕様書等（仕様書、見本及びこれらに対する質問回答書等をいう。以下同じ。）に従い、日本国の法令を遵守し、この契約（この契約書及び仕様書等を内容とする物品の売買契約をいう。以下同じ。）を履行しなければならない。
- 2 この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる言語は、日本語とする。
- 3 この契約書に定める金銭の支払いに用いる通貨は、日本円とする。
- 4 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。

### (権利義務の譲渡等の禁止)

- 第2条 受注者は、発注者の許可を受けたときを除くほか、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは承継させ、又はその権利を担保に供してはならない。

### (特許権等の使用)

- 第3条 受注者は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっている材料（写真、イラスト及び文章等を含む。）製造方法等を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。

### (守秘義務)

- 第4条 受注者は、本契約において知り得た個人情報その他の秘密を漏らしてはならない。これは、契約物件の引渡し後も同様とする。

### (検収及び引渡し)

- 第5条 受注者は、契約物件を納入しようとするときは、発注者の検収を受け、これに合格したときに当該物件を発注者に引渡すものとする。
- 2 検収の結果、不合格品があるときは、受注者は、発注者の指定する期間内に良品と引換え、再検収を受けなければならない。

### (契約代金の支払い等)

- 第6条 受注者は、契約物件の引渡し完了したときは、所定の手続きにしたがって契約代金の支払いを請求し、発注者は、適法な請求書を受理した日から30日以内に相模原市指定金融機関において支払うものとする。

### (部分払)

- 第7条 受注者は、契約物件の完納前において、相模原市契約規則第40条の規定により、対価の一部を受けようとするときは、既納部分に応じて契約代金の部分払を請求することができる。

### (危険負担)

- 第8条 契約物件引渡し前に、発注者受注者双方の責に帰することのできない理由により、当該物件に生じた損害はすべて受注者の負担とする。

### (契約不適合責任)

- 第9条 発注者は、契約不適合責任期間中、契約物件が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）であるときは、受注者に対し、契約物件の修補又は代替物の引渡しによる履行の追完を請求することができる。ただし、その履行の追完に過分の費用を要するときは、発注者は履行の追完を請求することができない。
- 2 前項の場合において、発注者は、その契約不適合責任によって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、その契約不適合責任が、天災その他の不可抗力に起因したと発注者が認めたときは、この限りでない。

### (履行遅滞の場合の違約金)

- 第10条 受注者の責に帰する理由により、納入期限までに契約物件を納入しないときは、受注者は、発注者に対して違約金を支払わなければならない。
- 2 前項の違約金は、遅延日数に応じ契約金額又は未納部分に相当する金額につき年2.5パーセントの割合で算出した額とする。

### (契約の保証)

- 第11条 受注者は、この契約の締結と同時に、次の各号のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。ただし、第3号の場合においては、履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を発注者に寄託しなければならない。

- (1) 契約保証金の納付
  - (2) 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供
  - (3) この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結
- 2 前項の保証に係る契約保証金の額又は保険金額は、契約金額の10分の1以上としなければならない。
- 3 第1項の規定により、受注者が同項第2号に掲げる保証を付したときは、当該保証は契約保証金に代わる担保の提供として行われたものとし、同項第3号に掲げる保証を付したときは、契約保証金の納付を免除する。
- 4 契約保証金から生ずる利子は、発注者に帰属するものとする。

### (物価変動に基づく契約金額等の変更)

- 第12条 契約期間内に経済事情の激変その他の予期する事のできない異常な事態が発生し、契約金額が著しく不相当となったときは、発注者と受注者とが協議の上、契約金額又は物件の規格等を変更することができる。

#### (納入期限の延長)

第13条 受注者は、天災地変その他の正当な理由により納入期限までに納入を完了できないときは、発注者に納入期限の延長を請求することができる。その延長日数は、発注者と受注者が協議してこれを定めるものとする。

#### (発注者の催告による契約解除権)

第14条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間に履行がないときはこの契約を解除することができる。この場合において、解除により受注者に損害が生じても、発注者はその損害の賠償の責めを負わないものとする。

- (1) 受注者の責に帰する理由により、納入期限又は納入期限後相当の期間内に納入を完了する見込みがないと明らかに認められるとき。
- (2) 前号に掲げるもののほか、受注者又はその代理人が本契約に違反し、本契約の目的を達することができないとき。

#### (発注者の催告によらない契約解除権)

第14条の2 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに契約を解除することができる。この場合において、解除により受注者に損害が生じても、発注者はその損害の賠償の責めを負わないものとする。

- (1) 契約の履行に当たり、法令の規定による必要な許可若しくは認可等を失い、又は営業の停止が命じられる等受注者が契約者たる資格を欠いたとき。
- (2) 第2条の規定に違反したとき。
- (3) 受注者の振出した手形又は小切手が不渡りになったとき。
- (4) 破産、民事再生、会社更生手続開始の申立の時又はそれらの申立を受けたとき。

#### (契約が解除された場合等の違約金)

第14条の3 次の各号のいずれかに該当する場合には、受注者は、契約金額の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

- (1) 前2条の規定によりこの契約が解除された場合
- (2) 受注者がその債務の履行を拒否し、又は、受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となった場合

2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。

- (1) 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法(平成16年法律第75号)の規定により選任された破産管財人
- (2) 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法(平成11年法律第225号)の規定により選任された再生債務者等
- (3) 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法(平成14年法律第154号)の規定により選任された管財人

3 第1項の場合において、第11条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は、当該契約保証金又は担保をもって違約金に充当することができる。

#### (暴力団等排除に係る発注者の契約解除権)

第15条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。この場合において、解除により受注者に損害が生じても、発注者はその損害の賠償の責めを負わないものとする。

- (1) 受注者が個人である場合には、その者が、相模原市暴力団排除条例(平成23年相模原市条例第31号。以下本条及び第20条において、「条例」という。)第2条第4号に規定する暴力団員等(以下「暴力団員等」という。)と認められるとき、又は、法人等(法人又は団体をいう。)である場合には、同条第5号に規定する暴力団経営支配法人等と認められるとき。
- (2) 受注者が、神奈川県暴力団排除条例(平成22年神奈川県条例第75号。以下本条において、「県条例」という。)第23条第1項に違反したと認められるとき。
- (3) 受注者が、県条例第23条第2項に違反したと認められるとき。
- (4) 受注者が、条例第7条に規定する暴力団員等と密接な関係を有すると認められるもの、又は受注者の支店若しくは営業所(常時業務の契約を締結する事務所をいう。)の代表者が、暴力団員等と密接な関係を有すると認められるものであると認められるとき。

2 前項の規定により契約が解除された場合において、受注者は契約金額の10分の1に相当する金額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

3 前項の場合において、第11条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は、当該契約保証金又は担保をもって違約金に充当することができる。

#### (談合その他不正行為による発注者の契約解除権)

第16条 発注者は、受注者がこの契約に関して、次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。この場合において、解除により受注者に損害が生じても、発注者はその損害の賠償の責めを負わないものとする。

- (1) 受注者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第3条の規定に違反し、又は受注者が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が受注者に対し、独占禁止法第7条の2第1項(独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む。)の規定に基づき課徴金の納付命令(以下「納付命令」という。)を行い、当該納付命令が確定したとき(確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。以下この条において同じ。)

(2) 納付命令又は独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令(これらの命令が受注者又は受注者が構成事業者である事業者団体(以下「受注者等」という。)に対して行われたときは、受注者等に対する命令で確定したものをいい、受注者等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令全てが確定した場合における当該命令をいう。次号において同じ。)において、独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。

(3) 前号に規定する納付命令又は排除措置命令により、受注者等に独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、当該期間(これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が受注者に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。)に入札(見積書の提出を含む。)が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。

(4) 受注者(受注者が法人の場合にあつては、その役員又はその使用人)の、刑法(明治40年法律第45号)第96条の6若しくは同法第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは同法第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。

2 前項の規定によりこの契約が解除された場合において、受注者は契約金額の10分の1に相当する金額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

3 第1項の規定によりこの契約が解除された場合において、第11条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は、当該契約保証金又は担保をもって違約金に充当することができる。

#### (受注者の催告による契約解除権)

第17条 受注者は、発注者がこの契約に違反し、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間に履行がなく物件の納入が不可能になったときは、この契約を解除することができる。

2 前項により、受注者が損害を受けたときは、発注者は、その損害を賠償しなければならない。その場合における損害賠償額は、発注者と受注者とが協議して定めるものとする。

#### (解除に伴う措置)

第18条 発注者は、この契約が解除された場合において、第5条の規定に基づき検収に合格し引渡しを受けた物品がある場合は、当該引渡しを受けた部分に相当する契約代金を受注者に支払わなければならない。

#### (談合その他不正行為による賠償の予定)

第19条 受注者は、第16条第1項各号のいずれかに該当するときは、発注者が契約を解除するか否かを問わず、賠償金として、契約金額の10分の1に相当する額を支払わなければならない。業務が完了した後も同様とする。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

(1) 第16条第1項第1号から第3号までのうち、当該納付命令又は排除措置命令の対象となった行為が、独占禁止法第2条第9項に基づく不公正な取引方法(昭和57年6月18日公正取引委員会告示第15号)第6項で規定する不当販売に該当するとき、その他発注者が特に認めるとき。

(2) 第16条第1項第4号の規定に該当する場合において、受注者が刑法第198条の規定による刑が確定したとき。

2 前項の規定は、発注者に生じた実際の損害額が前項に規定する賠償金の額を超える場合においては、超過分につき賠償を請求することを妨げるものではない。

#### (相殺)

第19条の2 発注者は、受注者に対して有する金銭債権があるときは、受注者が発注者に対して有する保証金返還請求権、契約代金請求権及びその他の債権と相殺することができる。なお、不足があるときは、これを追徴する。

#### (暴力団等からの不当介入の排除)

第20条 受注者は、契約の履行に当たって、条例第2条第2号に定める暴力団(以下「暴力団」という。)又は暴力団員等から不当介入を受けたときは、遅滞なく発注者に報告するとともに所轄の警察署に通報し、捜査上の必要な協力をしなければならない。

2 受注者は、暴力団又は暴力団員等からの不当介入による被害を受けたときは、その旨を直ちに発注者に報告するとともに、被害届を速やかに所轄の警察署に提出しなければならない。

#### (紛争の解決等)

第21条 この契約条項について疑義が生じたとき、又はこの契約書に定めのない事項については、その都度、発注者と受注者とが協議して定めるものとする。

#### (合意管轄裁判所)

第22条 この契約に係る訴訟については、専属管轄を除くほか、発注者の所在地を管轄する裁判所に行うものとする。

競争参加資格確認申請書

年 月 日

相模原市長 あて

申請者  
郵便番号  
所在地  
商号又は名称  
代表者職氏名 印  
(担当者氏名)  
(電話番号 )

次の案件に係る一般競争入札に参加したいので、入札説明書に記載された入札に参加する者に必要な資格を満たすための提出書類を添えて申請します。

公告年月日	
入札番号	
調達物品名	

メンテナンス対応等証明書

令和 年 月 日

相模原市長 あて

(競争入札参加希望者) 所在地

商号又は名称

代表者職氏名

(担当者氏名)

印

次のとおり証明します。

調達物品名【高所作業車（相武台分署）】

1 当該車両（艀装部分）のメンテナンスが行える整備工場

(1) 最寄の整備工場

整備工場名称

所在地

電話番号

(2) 競争入札参加希望者との関係

直営・協力（該当するものを「○」で囲む）

「協力」に該当する場合は、競争入札参加希望者等の契約状況を明らかにする契約書又は代理店証明書の写しを添付すること。

(3) 整備を実際に担当する人員（サービスエンジニアを含み常駐者であること）

及び担当者名

人員 名

担当者名

(4) 点検整備及び修理依頼から着手までの所要日数は、1日に対応します。

## 2 部品供給体制

### (1) 部品供給の総括窓口及び担当者名 総括窓口

担当者名

電話番号

### (2) 供給系統（フローチャート図）

(3) 依頼から納品までの所要日数は、2日以内で対応します。

## 3 技術員の派遣体制

### (1) 最寄りの整備工場への派遣体制

ア 緊急時の連絡系統

イ 現地への派遣方法

ウ 現地到着までの所要日数は、1日以内で対応します。

### (2) メーカーの技術員の派遣体制

ア 緊急時の連絡系統

イ 現地への派遣方法

ウ 現地到着までの所要日数は、2日以内で対応します。

同 等 品 申 請 書

令和 年 月 日

相模原市長 あて

所在地  
商号又は名称  
代表者職氏名  
(担当者氏名) 印

\*次のとおり同等品の認定を申請します。

No.	品名 (材料)	メーカー名・型式	備考

詳細については、別添資料のとおりです。

案件番号 4026  
調達物品名 高所作業車 (相武台分署)